

石川県公報

平成 23 年 12 月 16 日 (金曜日)

号 外

(第 80 号)

目 次

条 例		
石川県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	(人 事 課) 1	石川県税条例等の一部を改正する条例 (税 務 課) 3

条 例

石川県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第三十八号

石川県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

石川県職員等の育児休業等に関する条例 (平成四年石川県条例第三号) の一部を次のように改正する。

第二条に次の二号を加える。

三 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例 (平成十七年石川県条例第九号) 第四条第三項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

四 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

イ 次のいずれにも該当する非常勤職員

(1) 任命権者を同じくする職 (以下「特定の職」といふ。) に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

(2) その養育する子が一歳に達する日 (以下「一歳到達日」といふ。) を超えて特定の職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員 (当該子の一歳到達日から一年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定の職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。)

(3) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

ロ 次条第三号に掲げる場合に該当する非常勤職員 (その養育する子の一歳到達日 (当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日) が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日) において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ハ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定の職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第二条の二の見出しを「(育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める期間)」に改め、同条を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

(育児休業法第二条第一項の条例で定める日)

第二条の二 育児休業法第二条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の一歳到達日

二 非常勤職員の配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) が当該非常勤

勤職員の養育する子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」といふ。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の一歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が一歳一箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の一歳到達日までの日数をいふ。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項又は第二項の規定により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいふ。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるとときは、当該経過する日）

二 一歳から一歳六箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定の職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が一歳六箇月に達する日

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ロ 当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

第三条の見出しを「（育児休業法第一条第一項ただし書の条例で定める特別の事情）」に改め、同条第四号中「当該職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員）」を「三月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員）」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に改め、同条第五号中「再度の」を削り、同条に次の二号を加える。

六 第二条の二第三号に掲げる場合に該当すること。

七 その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定の職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第十一条の見出し中「再度の」を削り、同条第五号中「当該職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員）」を「三月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員）」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児短時間勤務」に改め、同条第六号中「再度の」を削る。

第十七条第三項中「一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成十七年石川県条例第九号）」を「一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例」に改める。

第二十二条中「育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の名号を加える。

一 育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員

二 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」といふ。）を除く。）

イ 特定の職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

ロ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

第二十三条第一項中「部分休業」の下に「(育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)」を加え、「正規の勤務時間」の下に「(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)」を加え、同条第二項中「定める職員」を「定める特別休暇を承認されている職員(非常勤職員を除く。)」に、「人事委員会規則で定める時間」を「当該特別休暇を承認されている時間」に改め、同条に次の一項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が人事委員会規則で定める特別休暇を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内かつ二時間から当該特別休暇を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内)で行つものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第三十九号

石川県税条例等の一部を改正する条例

(石川県税条例の一部改正)

第一条 石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二十条第一項中「平成二十三年度」を「平成二十八年度」に改め、同条第三項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

(石川県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 石川県税条例の一部を改正する条例(平成二十年石川県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四項、第五項、第七項及び第十三項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

